

さっぽろ花と緑のネットワーク 研修見学会

コース番号 YOC046

「市民が守り育てる」 きたさいと あさひかわ北彩都ガーデンと

ほっぽうやそうえん

夏の北邦野草園を見学

北彩都ガーデンはまちの中心部にありながら周辺の自然環境を活かしたガーデンとして誕生し「まちなかのオアシス」と言われ多くの市民に親しまれています。2015年夏にグランドオープンした北彩都ガーデンには、造成から多くの市民ボランティアが関わっています。活動の様子を見学し、実際に活動しているボランティア（ガーデンサポーター）の“声”を聞きましょう。

自然豊かな嵐山公園内にある北邦野草園では、北邦野草園園長の堀江健二氏の解説で自生種を中心とした北方系植物を見学します。

宿根草の店「風花」では、敷地内のイングリッシュガーデンを見学し、宿根草を中心とした植栽の知識を深めます。植物やガーデン雑貨などの購入も可能です。

開催日： 平成29年7月6日（木）

参加費： 7,480円

定員： 40名（最少催行 25名）

集合： 午前8時15分

中央バス札幌ターミナル待合室
(札幌市中央区大通東1丁目3番地)

添乗員：同行

食事：昼食1回

運行バス会社： 北海道中央バスまたは同等

※写真はすべてイメージです

イベント主催 札幌市建設局 イベント企画 さっぽろ花と緑のネットワーク事務局
(公財) 札幌市公園緑化協会内
旅行企画実施 株式会社 シィービーツアーズ

ツアーハイライト

8:15 中央バス札幌ターミナル集合

8:30 出発

11:00 =北彩都ガーデン（見学・研修）

12:40 昼食（旭川市内 ランチビュッフェ）

14:20 =北邦野草園（見学）

15:45 =宿根草の店「風花」（見学・買物）

19:00頃 中央バス札幌ターミナル着

※施設の都合や交通状況により行程が変更となる場合があります



1 あさひかわ北彩都ガーデン 市民が守り育てる「まちなかのオアシス」

2015年夏にグランドオープンした北彩都ガーデンのガーデンセンター付近にある花壇を中心に、ガーデナーの解説で見学。実際にボランティア活動に取り組む「ガーデンサポーター」の話も聞けるチャンスです！

☆昼食（ランチビュッフェ）



アートホテル旭川最上階（15F）の絶景ロケーションを楽しめる、レストラン「北海道スカイテラス MINORI（みのり）」のランチビュッフェをご用意。旬菜／肉／魚など豊かな実りが感じられる素材を使用した和食から洋食まで定番のパスタやピザも交えバランスよくメニューが配されています。

旅行条件【要旨】

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前に確認の上、お申込み下さい。

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法第12条5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は「株」シィービーツアーズ（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件（全般）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面並びに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1) 所定の申込書における所定の事項を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。

(2) 電話、郵便、ファックスその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払いをしてください。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を領受したときに成立するものとします。

(4) お申込み金（お一人様）

旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

●団体・グループの契約について

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有していることをなします。

(2) 契約責任者は、当社が定めた日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何の責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後ににおいては、あらじめ契約責任者が選任した構成者が契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（お申込みが同様の場合は当社が指定する期日前まで）ににお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただけます。この場合のカード利用料は、お客様からのお申し出がない限り、お客様の承諾料といたします。

●旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注記がない場合、満12歳以上の方はおとな金、満6歳以上（航空機利用の場合は満3歳以上）12歳未満の方はこども代金となります。

(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除すること

ができます。

①契約内容の重要な変更が行われたとき

②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき

③不可抗力などたどり、または、そのおそれがある種で大きいとき

④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

⑤当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

⑥当社による旅行契約の解除及び催行中止

⑦お客様が契約代金を支払われないときは、当社は旅行を解除する権利を有するときは、取扱いに相当する額の違約料を支払うことがあります。

⑧お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑨お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑩お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑪お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑫お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑬お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑭お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑮お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑯お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑰お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑱お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑲お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

⑳お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉑お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉒お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉓お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉔お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉕お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉖お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉗お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉘お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉙お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉚お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉛お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉜お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉝お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉞お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉟お客様が契約内容に誤解があるときは、当該旅行に参

加されないとき

㉟お客様が契約内容に誤解がある